

## 新型コロナ特例貸付 特例総合支援資金再貸付について

2021.02.17 三重県生活福祉資金センター

### ○総合支援資金の再貸付を実施します

2月12日に厚生労働省から発表がありましたとおり、すでに緊急小口資金及び総合支援資金の貸付を受けた世帯向けに総合支援資金の再貸付を実施することとなりました。詳細については下記をご覧ください。

### 【申請について】

- 申請期間は令和3年2月19日から令和3年3月31日までです。
- 申請窓口はお住まいの市町の社会福祉協議会です。
- 申請書の郵送や申請書類の持ち込みは不正申請防止の観点から受付しておりません。  
現に新型コロナウイルス感染症等に感染されている方や、そのご家族など濃厚接触者に該当する方、またその疑いがあると思われる方は、あらかじめ申請窓口にお電話にてお問合せください。

### 【対象となる方】以下の要件を全て満たす方

- 新型コロナウイルスの影響で減収が継続している又は離職し現在も無職であり（就労したが初回給与まで生活費がない方も含む）生活に困窮している
  - 令和2年3月から令和3年3月末までのあいだに特例緊急小口資金・特例総合支援資金の審査が終了している
  - 再貸付申請以前に自立相談支援機関による支援を受けている
- ※特例総合支援資金のみの申請をした方も対象です。
- ※総合支援資金の延長貸付が対象になる方については延長申請をおこなってください。
- ※過去に借入した生活福祉資金の償還を滞納している方は対象外です。
- ※今回の再貸付は3月～5月分の生活費を貸付するものです。したがって、3月分の生活費を総合支援資金の初回や延長貸付で賄われているかたは対象外になります。
- ※個別に対象となるかについては窓口（お住まいの市町の社会福祉協議会）にてご相談ください。

### 【貸付額】

- 単身世帯 月額15万以内
- 複数世帯 月額20万以内
- 最大3ヶ月以内（再貸付の延長はありません）

**【据置期間】**

- 1年

**【償還期間】**

- 10年

※償還時においてなお所得の減少等が認められる世帯においては償還が免除される予定である、との通知がありますが現段階では検討中です。

**【窓口にお持ちいただくもの】** 全て必要書類です

- ・本人確認書類（免許証や在留カードなど）
- ・実印（借用書に押印していただくものです。印鑑登録証とおりの印鑑をお持ちください。）
- ・認印（実印と兼ねていただいてもかまいません）
- ・現在も収入の減収が継続している又は離職していることが確認できるもの

例）給与明細・給与振り込み口座の通帳・売上表・確定申告の書類・離職票など

- ・世帯全員の住民票（発行から3か月以内）
- ・印鑑登録証明書（発行から3か月以内）
- ・振込用金融機関の通帳
- ・償還用金融機関の通帳と銀行印（今までに返済用の口座振替依頼書を提出していない方）

※償還用金融機関は三重県内に本店のある金融機関もしくはゆうちょ銀行をご指定ください

**【申請窓口】**

- ・お住まいの市町の社会福祉協議会

**【注意事項】**

- ・借入には審査があります。申請をされても不承認となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・再貸付の延長はありません。特例総合の延長の対象になる方については、延長申請をしていただきますようお願いいたします。
- ・貸付が決定した場合、申請いただいた金額を3月から5月分の生活費として、各月ごとに送金します。以前の送金方法とは異なりますのでご注意ください。
- ・分割交付中に通知文書が届かないなど、連絡がつかなくなった場合は送金を停止します。住所や連絡先に変更があった場合はすみやかに市町の社会福祉協議会にお知らせください。
- ・総合支援資金の初回貸付や延長貸付などが不承認となった場合で、間を置かず再貸付の申請を行う場合、生活状況の変化などを聞き取ったうえで、窓口で申請をお断りする場合があります。